

労働災害遺族の生活実態に関する調査

— 速 報 —

昭和44年7月

労働省婦人少年局

目 次

調査実施要領

調査結果の概要

I 被災労働者（夫）について

1. 勤務していた事業所の業種
2. 勤務していた事業所の規模
3. 死亡当時の夫の年齢

II 家族について

1. 現在の家族員数
2. 夫死亡時の18才未満の子供数
3. 夫の死亡が子供の就学に及ぼした影響
4. 家計担当者

III 住居について

1. 現在の住居の種類
2. 現在の住居に住みはじめた時期
3. 夫死亡後住居を移転した理由

IV 妻の就労について

1. 就労の有無
2. 就労の種類
3. 月収金額

V 家計について

1. 現在の家族の月収総額
2. 現在の月収と夫死亡前の月収との比較
3. 夫の死亡により受けとつた年金等

VI 妻の意識について

1. 夫の死亡により一番困つたこと
2. 遺族のために政府や公的機関にしてほしいこと

調 査 実 施 要 領

1. 調査目的

労働災害により死亡した労働者の家族について、就労状況、家計など生活の現状並びに夫の死亡による生活の変化の実態を明らかにして、労働者家族福祉対策の基礎資料とすることを目的とした。

2. 主な調査事項

家族構成、住居、家族の就労、子供の教育、家計、妻の意識

3. 調査時期 昭和44年5月

4. 調査の範囲 全 国

5. 調査対象者

昭和42年1月から同年12月までに夫が労働災害で死亡し、労災保険の遺族補償年金の受給権者となつた妻のうちから一定の方法により抽出した
2,590名（回収有効数2,103名）

6. 調査方法 面接法

7. 調査機関 労働省婦人少年局

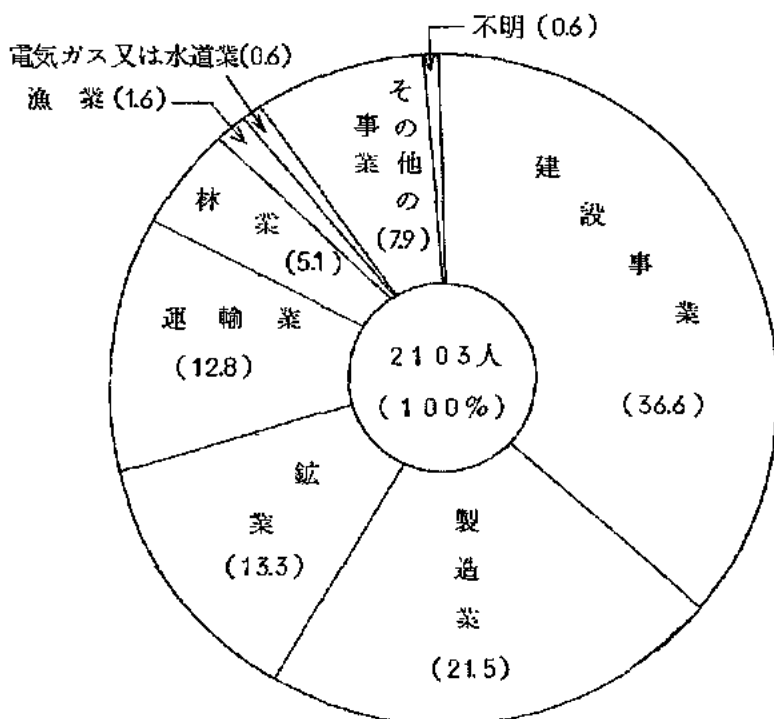
調査結果の概要

I 被災労働者（夫）について

1. 勤務していた事業所の業種

被災労働者が勤務していた事業所を業種別にみると、建設事業が全体の37%を占めて最も多く、次いで製造業の22%、鉱業と運輸業がそれぞれ13%となっており、この4業種で全体の9割近くを占めている。（第1図）

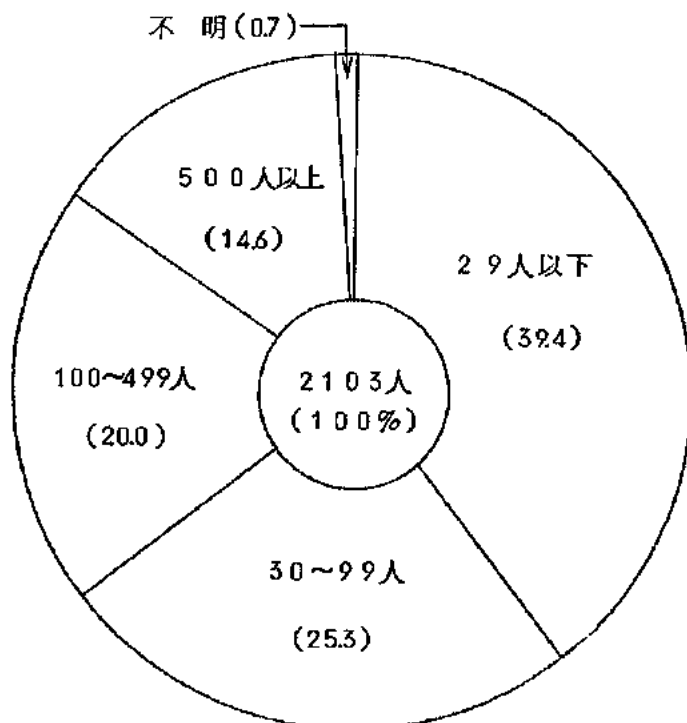
第1図 夫の勤務していた事業所の業種



2. 勤務していた事業所の規模

被災労働者が勤務していた事業所を規模別にみると、規模29人以下が39%で最も多く、次いで30～99人が25%、100～499人が20%、500人以上は15%であり、小規模事業所（29人以下）の割合は大規模事業所（500人以上）の3倍近くになっている。（第2図）

第2図 夫の勤務していた事業所の規模



3. 死亡当時の夫の年齢

死亡当時の夫の年齢は30才代が最も多く(32%)、40才代(29%)がこれにつぎ、30~40才代で全体の6割を占めている。一方、50才代19%、60才以上9%と高年齢で被災する者もかなりある。被災労働者の死亡平均年齢は43才である。

Ⅱ 家族について

1. 現在の家族員数

対象者の現在の家族員数は3人が最も多く、全体の28%で、以下4人(21%)、2人(18%)、5人(15%)の順であるが、妻のみというものも6%みられる。一世帯平均の家族員数は3.7人である。

2. 夫死亡時の18才未満の子供数

対象者のうち夫の死亡時に18才未満の子供をもっていた者は全体の

77%で大半を占めている。

子供を人数別にみると、2人が32%で最も多く、次いで1人のものが27%である。(第1表)

第1表 夫死亡時の18才未満の子供数

総 数		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
実 数	%						
2103	100	22.7	26.5	31.7	14.2	3.9	1.0

3. 夫の死亡が子供の就学に及ぼした影響

夫の死亡当時12才以上で強学中の子供を持っていた対象者に、夫の死亡が子供の就学に影響を与えたかどうかをたずねたところ、「影響をうけた」と答えた者が全体の3割強を占めている。影響の内容は「上級学校への進学をやめ就職した」というものが16%でかなり多い。他は「転校した」「全日制をやめて定時制にかわつた」「中途退学して就職した」などがそれぞれ2～3%程度あるが、このほか「その他の影響あり」と答えたものも8%弱あり、その内容は公共職業訓練所入所、通信教育受講、各種学校入学等にきりかえたなどである。(第2表)

第2表 夫の死亡が子供の就学に及ぼした影響

総 数		影 響 あ り						とくべ つ影 響なし	不 明
実数	%	小 計	中 途 退学し 就 職	進学を やめ 就 職	全日制 をやめ 定時制に	転 校	その他		
865	100	30.5	1.8	15.6	2.4	3.2	7.5	65.1	4.4

4. 家計担当者

夫の死亡当時、夫が一番主になつて家計を支えていたものは全対象者の97%であるが、その後の家計担当者の変更をみると現在妻となつているものが79%で圧倒的に多く、ついで息子の13%となつている。

他に、妻の父、夫の父、娘などが主たる家計担当者になつているものも

わずかながらみられる。(各2%弱)

Ⅲ 住居について

1. 現在の住居の種類

現在の住居の種類は、「自分の持家」が59%で最も多く、次いで「借家」15%、「同居」9%、「社宅・寮」8%、「貸間・アパート」7%の順である。

2. 現在の住居に住みはじめた時期

現在の住居には「夫の死亡後に移ってきた」ものが32%、「夫の死亡前からひきつづき住んでいる」ものが68%である。

3. 夫の死亡後住居を移転した理由

夫の死亡後住居を移転したものにその理由をたずねたところ、「実家に帰ってきたので」と答えたものが24%で最も多く、ついで「自分や家族の職業の都合から」17%、「前の家は社宅だったから」16%、「この方が家賃が安いから」が8%となつている。このほか「その他」と答えたものが31%を占めるが、その内容は「子供のところへ同居のため」「家主からたちのきを強いられたので」「事故を早く忘れたいため」等の理由があげられている。

Ⅳ 妻の就労について

1. 就労の有無

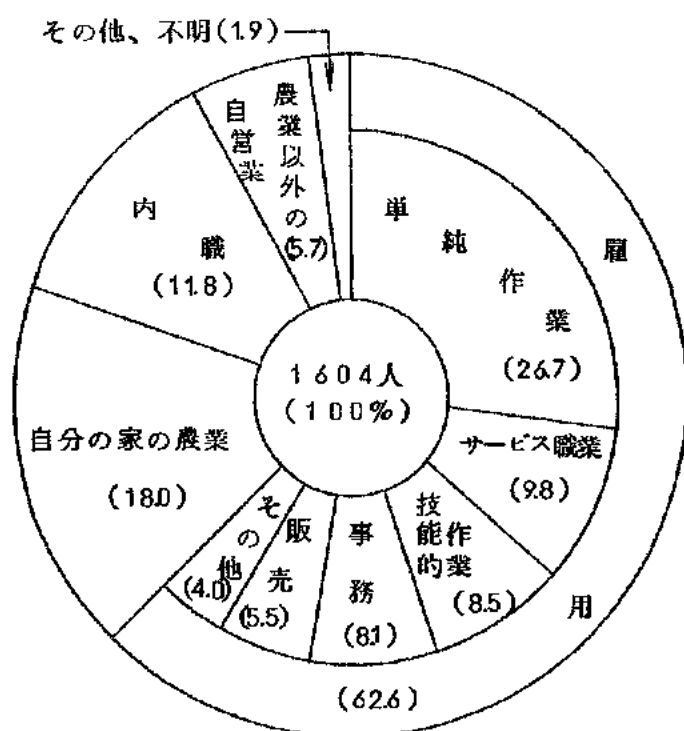
対象者のうち家事のほか何らかの仕事をしている者は76%あり、仕事をしていない者は23%である。年令別では30才代(85%)と40才代(81%)に仕事をしているものの率が高く、20才代がこれに次ぐ(76%)。一方、60才以上では逆に仕事をしていない者の方が多い(75%)。

2. 就労の種類

仕事をしている者の就労の種類は雇用者(給料をもらつて働いているもの)が就労者全体の63%で最も多く、自分の家の農業18%、内職12%がこれにつづく。なお雇用者の内訳は単純作業が全就労者の27%を占めて最も多く、次いでサービス職業の10%、技能的作業9%、事務8%、販売6%

となつている。(第3図)

第3図 妻の就労の種類



3. 月収金額

妻の就労による1ヶ月あたりの収入は雇用、内職、自分の家の農業、農業以外の自営業等すべてを含み、平均約18,000円である。これを就労形態別にみると、雇用は約19,000円、内職約8,600円、自分の家の農業約16,000円、自営業は約37,000円である。

金額分布別にみると、1万円以上2万円未満の層が44%と多く、ついで2万円以上3万円未満の者が24%ある。一方、1万円未満の者も18%、3万円以上の者も12%みられる。(第3表)

第3表 妻の就労による月収金額

総 数		5000円	5000円 以上～1 万円未満	1万円以 上～2万 円未満	2 ～ 3	3 ～ 4	4 ～ 5	5万円 以 上	不明	平 均 金 額
実数	%	未 満								
1604	100	5.4	12.2	43.7	24.3	7.4	2.4	2.4	2.2	17,981

V 家計について

1. 現在の家族の月収総額

1月当りの家族の総収入（妻が働いて得た収入、家族が働いて得た収入、公的年金などの合算）の平均は約42,000円である。金額分布別にみると、3万円以上、4万円未満のものが20%、2万円以上3万円未満18%、4万円以上5万円未満15%などの順である。（第4表）

第4表 現在の家族の月収総額区分別対象者数

総 数		1万円	1万円以 上 2万 円 未 満	2 ～ 3	3 ～ 4	4 ～ 5	平均金額
実数	%	未 満					
2103	100	3.0	10.4	17.7	19.9	15.4	
総 数		5 ～ 6	6 ～ 8	8 ～ 10	10万円 以 上	不 明	平均金額 円
実数	%						
2103	100	11.3	9.7	3.4	3.1	6.1	42359

2. 現在の月収と夫死亡前の月収との比較

現在の月収が夫死亡当時とくらべて、「減った」と答えたものが全対象者の84%を占めており、減った額の平均は約27,000円である。

「変りない」と答えたものは9%、「増えた」と答えたものもわずかながらあつた（4%）。

3. 夫の死亡により受けとつた年金等

夫の死亡については、対象者には、労災保険の遺族補償給付が支給されているか、そのほか厚生年金保険の遺族年金、国民年金の母子年金、損害

賠償金、生命保険金、事業所からの退職金や弔慰金等も支払われている。遺族補償給付の年金額は夫の賃金等により異なるが、12万円から36万円までのものが大半（76%）を占め、平均21万円程度である。事業所から退職金や弔慰金を受けとつたものは約半数であり、その額は事業所規模により差がみられるが平均約64万円である。

Ⅵ 妻の意識について

1. 夫の死亡により一番困つたこと

夫の死亡により一番困つたことは何かとの問に対して、「生活に困つた」と答えたものが33%で最も多く、ついで「身近な相談相手がなくて困つた」が31%を示している。

「その他」としての14%の内容をみると「夫に先立たれた悲しみと将来に対する物心両面の不安」、また出稼者などと思われるが、「農業の主な働き手を亡くして困つた」などの訴えが多い。（第5表）

第5表 夫の死亡により一番困つたこと

総 数		多額の 出 費	生活費	教育費	住 宅	相談相 手がな く て	親せき 等 の介入	その他	不明
実数	%								
2103	100	7.6	33.1	3.1	6.0	30.5	5.3	14.0	0.4

2. 遺族のために政府や公的機関にしてほしいこと

労働災害で死亡した遺族のために政府や公的機関にとくにしてほしいこととしては、「年金の増額」が79%、「年金加算をうける子供の資格年令を上げてほしい」が36%、「遺族のための諸般の相談をうける相談所かほしい」が27%、「奨学金制度がほしい」が16%などの順である。その他「一時貸付金制度がほしい」、「葬祭料を増してほしい」などの要望が出されている。（第6表）

第6表 遺家族の公的機関に対する要望

総 数		年金の 増 額	葬祭料 の増額	子供の受給 年令の引上げ	相談所 の設置	奨学金 制 度
実 数	%					
2103	100	79.2	6.3	35.5	27.3	15.5
総 数		就 業 資 金	一 時 貸付金	その他	特になし	不 明
実 数	%					
2103	100	3.2	8.7	4.7	4.6	15.0

(1人2つをあげさせたので各項の計は100%をこえる)